

お知らせ

平成18年度 保育所新入所予定児童の面接

面接には、お子さまをご同伴のうえ、おいでください。(入所申請書を提出された方のみ)

【面接日時】2月14日(火)

9:00~11:00(個別に通知します。)

【場所】希望される各保育所(御宿・岩和田)

入所児童の保育料算定の基準とするため、平成17年分源泉徴収票のある方は、その写しをお持ちください。また、確定申告される方はその写しを3月15日までに住民課へ提出してください。

【問い合わせ】御宿保育所 68-2459
岩和田保育所 68-2944
住民課 68-6695

消費生活講座を開催します

高齢者をねらう悪質商法の被害を未然に防ぐため、講習会を開催しますので、ご参加ください。

【日時】2月7日(火)13:30~

【場所】御宿町公民館 2階 視聴覚室

【内容】高齢者を狙った悪質商法の手口と対策

【問い合わせ】商工観光課 68-6715

ママ・パパラインちばキャンペーン

乳児・幼児をもつママ・パパの子育ての悩みや不安を聴く専用電話です。

子育て経験のある先輩ママ・パパたちが、あなたの気持ちを受け止め、やさしくお聴きします。お気軽にダイヤルを!

子育て応援ダイヤル

043-204-9390

2月13日(月)~17日(金) 11:00~16:00

【問い合わせ】

NPO法人子ども劇場千葉県センター

043-301-7262 FAX043-301-7263

Eメール: kidchiba@lily.ocn.ne.jp

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成18年1月25日 NO.449

編集 御宿町企画財政課 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

お知らせ

2月の心配ごと相談

【開催日】2日(木)(一般・児童・行政・障害者相談)

22日(水)(一般・人権相談)

【場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 68-6725

2月のB&G健康運動教室

ステップエアロ 7日、14日、21日、28日 14:00~

かんたんエアロ 3日、10日、17日、24日 14:00~

中高年のはじめてレク 1日、15日 10:00~

それぞれB&G体育館で開催しますので、動きやすい服装で室内履き・飲み物を持参してください。

【問い合わせ】B&G海洋センター 68-4143

大気汚染防止法の一部改正に伴う 事業者説明会を開催

大気汚染防止法が一部改正され、大気中に排出又は飛散した時に気体である有機化合物(揮発性有機化合物(VOC))に対する排出規制(届出、排出基準の遵守及び測定の義務付け)が、平成18年4月1日から開始されることになりました。

これに伴い、下記のとおり事業者説明会を開催しますので、お知らせします。

【開催日】2月9日(木)

【会場】東上総県民センター 4階大会議室

所在地:茂原市茂原1102-1

午後1時30分に開始します。なお、詳細は県庁環境生活部大気保全課のホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

千葉県環境生活部大気保全課 大気・特殊公害指導室

043-223-3804 FAX 043-224-0949

お知らせ

2月・3月は土曜日も一部実施 商工会の経営相談

経理、決算、金融、労働、情報化、経営革新、開業、取引、環境対策など、お気軽にご相談ください。平日は随時、受け付けています。また、2月・3月は土曜日も一部実施しますのでご利用ください。時間は午前9時から午後4時までです。

2月18日(土)岬町商工会館(87-2535)

勝浦市商工会館(73-0199)

2月25日(土)御宿町商工会館(68-2818)

夷隅町商工会館(86-3105)

3月4日(土)大原町商工会館(62-1191)

大多喜町商工会館(82-2538)

どの会場でも利用可能です。広域連携体制により、ご相談をお受けします。

教育講演会「見逃さないで!子どもの心のSOS」

【講師】明橋大二

【日時】2月11日(土) 13:00開場 13:30開演 16:00終了予定

【場所】槇の木学園体育館

入場無料、保育室あり

【問い合わせ】つくも幼児教室 0475-44-1214

槇の木学園 0475-44-1212

不登校やひきこもりなどの子どもの問題行動の原因は何か。また、対処法は?児童精神科医が詳しく解説。

募集

千葉県生涯大学校 平成18年度学生2次募集

【入学資格】県内にお住まいの60歳以上(昭和21年4月1日以前生まれ)で、社会参加意欲のある方。

【募集学科・募集人員】

学園	学科	募集人員	所在地
京葉学園	生活科B	16名	(千葉市)
	園芸科B	25名	(千葉市)
外房学園	福祉科	46名	(茂原市)
	園芸科	25名	(勝浦市)
京葉学園 通信課程	福祉生活科	471名	(千葉市)

【授業料】一般課程 年額18,000円 通信課程 年額4,000円

【入学案内配布場所】生涯大学校各学園、各市町村高齢者福祉担当課、各県民センター、各健康福祉センター、県高齢者福祉課

【願書受付期間】2月10日(金)~2月28日(火)

【願書提出先・問い合わせ】

〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町666-2

千葉県生涯大学校 事務局 043-266-4705

確定申告の受付について

つぎのとおり「所得税の確定申告」の受付をしますので、ご利用ください。

受付内容	日時・場所	持参するもの
税務課職員による申告受付	【日時】2月16日(木)～ 3月15日(水) (土・日曜日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 【場所】保健センター2階 203小会議室	印鑑、源泉徴収票など収入のわかるもの 昨年の申告書の控 生命保険、損害保険料の支払証明書など 国民年金保険料支払証明書 (国民年金保険料の証明がないと控除できない場合があります。) その他申告に必要なもの 還付の場合、本人の口座番号が必要です。
午前中の受付人数が多いときは、午後になる場合があります。		
茂原税務署による出張申告相談	【日時】2月28日(火) 9:30～12:00 13:00～16:00 【場所】保健センター2階 201大会議室	同上

年金受給者の方へお願い

税制改正に伴い、今までは町県民税の申告のみの方でも、17年分年金の源泉徴収票から、所得税が徴収されている場合は必ず確定申告をしてください。

町が行なう出張受付にお越しになる方は、必ず下記の書類をお持ちください。

- ・年金や給与等の源泉徴収票
- ・国民健康保険税等の17年中に支払ったことがわかる書類
- ・生命保険・損害保険料の支払証明
- ・印鑑

国民年金・厚生年金受給者の方

1月31日までに源泉徴収票が届きます

国民年金や厚生年金から老齢年金を受けている方に「源泉徴収票」が届きます。これは、平成17年1月から12月までに支払われた年金の支払金額や源泉徴収税額をお知らせするものです。確定申告をするときに必要なものですから大切にしてください。

なお、源泉徴収票に記載されている支払額は、1月から12月までのものです。4月から翌年3月までの「年金額」とは違いますのでご注意ください。

夫婦でそれぞれ年金を受けていても、年金の種類等によって源泉徴収票の配達日が異なる場合があります。

国民健康保険に加入している方へ

上場株式等の配当所得等及び特定株式等譲渡所得の確定申告と国民健康保険税の算定について

上場株式等の配当所得等及び特定口座による上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)については、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができますが、確定申告を選択することもできます。

ただし、これらを含めて確定申告した場合には、株式譲渡益・配当所得等は国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれますが、源泉徴収により課税関係を終了した場合は含まれないこととなりますのでご注意ください。

所得	課税関係の選択	御宿町国民健康保険税への影響
配当所得等	源泉徴収のみ	国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれない
	確定申告	国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれる
特定株式等譲渡所得	特定口座の源泉徴収のみ	国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれない
	特定口座の源泉徴収分を含めて確定申告	国民健康保険税の算定基礎となる所得に含まれる

町県民税の出張受付について

町県民税の申告書は2月に配布されますが、次の日程で出張申告受付を実施いたしますので、ご利用ください。

(税務課窓口では、随時受付しております。)

受付月日	受付時間	地区	受付場所
2月27日	月		
	午前 9:00～11:30	須賀	須賀区民館
	午後 1:30～4:00	浜	浜青年館
2月28日	火		
	午前 9:00～11:30	高山田	高山田区民館
	午後 1:30～4:00	御宿台	御宿台集会所
3月1日	水		
	午前 9:00～11:30	久保	久保区民館
	午後 1:30～4:00	新町	新町会館
3月2日	木		
	午前 9:00～11:30	六軒町	六軒町青年館
	午後 1:30～4:00	岩和田	岩和田青年館
3月3日	金		
	午前 9:00～11:30	実谷・七本	実谷区民館
	午後 1:30～4:00	上布施	新上布施消防詰所

上記の場所では、「所得税の確定申告」の受付はできません。

国民年金加入者の方

確定申告のとき、国民年金保険料を忘れずに

平成17年1月から12月までに納めたご本人やご家族の保険料は、確定申告のときに社会保険料控除の対象となります。また、昨年中に納めた前納保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので、控除証明を添付し、申告してください。

【問い合わせ】住民課 68-6695

18年度から変わります！

定率減税の見直し

年度	17年度	18年度	19年度
定率減税率	15%	7.5%	0
減税の上限	40,000	20,000	0

17年度税制改正により、上記のとおり町県民税の定率減税が改正されます。

65歳以上の方に係る非課税措置の廃止

年度	17年度	18年度	19年度	20年度
所得割	非課税	1/3	2/3	全額
均等割	非課税	1/3	2/3	全額

65歳以上の方で前年の合計所得が125万円以下の方の非課税措置が段階的に廃止されます。

公的年金の所得の算出方法が変わります。

受給者の年齢	公的年金の収入金額の合計(A)	年金(雑)所得額
65歳以上の方	330万円以下	(A) - 1,200,000
	330万円超～410万円以下	(A) × 75% - 375,000
	410万円超～770万円	(A) × 85% - 785,000
	770万円超	(A) × 95% - 1,555,000
65歳未満の方	130万円以下	(A) - 700,000
	130万円超～410万円以下	(A) × 75% - 375,000
	410万円超～770万円以下	(A) × 85% - 785,000
	770万円超	(A) × 95% - 1,555,000

老年者控除(所得税50万円・町県民税48万円)が廃止になりました。

詳しいことは町税務課へお問い合わせください。

ご注意ください！医療費控除

昨年中に支払った医療費を確定申告で医療費控除する方は、その医療費が高額療養費に該当するかを領収書の金額で確認してください。

国民健康保険では、自己負担の一部を高額療養費として支給していますが、その申請には領収書が必要です。確定申告で領収書(原本)を提出された場合、高額療養費の支給申請ができなくなますのでご注意ください。

高額療養費(70歳未満)自己負担限度額

1か月につき

住民税課税世帯 72,300円

基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯 139,800円

住民税非課税世帯 35,400円

上記限度額を超えた分について支給されます。ただし、保険適用部分です。(差額ベッド代、食事代、保険適用外部分等は含みません。)老人医療に該当となった方は、高額療養費申請時での領収書は必要ありません。

【問い合わせ】住民課 68-6695

介護保険サービスの医療費控除

介護サービスのうち、医療系介護サービスの利用料金は「医療費控除」の対象となります。サービス事業所が発行する「居宅サービス利用料領収書」「施設サービス利用料等領収書」があれば対象となる場合がありますので、担当のケアマネージャーまたは入所している施設にご確認ください。

医療費控除に「おむつ使用証明書」を添付する方へ

おむつ代金を医療費控除の対象とするには、医師が記載した「おむつ使用証明書」(保健福祉課窓口にあります)が必要ですが、下記条件に当てはまる方は、要介護認定資料の「生医意見書」で代用することができます。

条件
要介護認定を受けている方
前年の確定申告で医療費控除に「おむつ使用証明書」を添付した方
主治医意見書におむつ使用が認められるような記載がされている方

【問い合わせ】税務課 68-6692 保健福祉課 68-6716

介護保険料は社会保険料です

平成17年中に納めた「介護保険料」は、全額社会保険料控除の対象となります。忘れずに申告してください。

介護保険料(口座振替の方等)の納付証明書は、保健福祉課窓口で発行します。

【問い合わせ】保健福祉課 68-6716